

四 半 期 報 告 書

(第26期第 3 四半期)

自 平成22年10月 1 日
至 平成22年12月31日

日本たばこ産業株式会社

(E00492)

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	3
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3 設備の状況	10
第4 提出会社の状況	11
1 株式等の状況	11
(1) 株式の総数等	11
(2) 新株予約権等の状況	12
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	20
(4) ライツプランの内容	20
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	20
(6) 大株主の状況	20
(7) 議決権の状況	21
2 株価の推移	21
3 役員の状況	21
第5 経理の状況	22
1 四半期連結財務諸表	23
(1) 四半期連結貸借対照表	23
(2) 四半期連結損益計算書	25
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	27
2 その他	45
第二部 提出会社の保証会社等の情報	46

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月14日
【四半期会計期間】	第26期第3四半期（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）
【会社名】	日本たばこ産業株式会社
【英訳名】	JAPAN TOBACCO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村 宏
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
【電話番号】	03（3582）3111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員コミュニケーション責任者 田中 泰行
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
【電話番号】	03（3582）3111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員コミュニケーション責任者 田中 泰行
【縦覧に供する場所】	日本たばこ産業株式会社 埼玉支店 （さいたま市大宮区下町一丁目55番1号） 日本たばこ産業株式会社 横浜支店 （横浜西区花咲町六丁目143番地） 日本たばこ産業株式会社 名古屋支店 （名古屋市中区伊勢山二丁目12番1号） 日本たばこ産業株式会社 大阪支店 （大阪市北区大淀南一丁目5番10号） 日本たばこ産業株式会社 神戸支店 （神戸市中央区中山手通三丁目7番23号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期 第3四半期連結 累計期間	第26期 第3四半期連結 累計期間	第25期 第3四半期連結 会計期間	第26期 第3四半期連結 会計期間	第25期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高（百万円）	4,651,891	4,647,927	1,597,636	1,349,193	6,134,695
経常利益（百万円）	215,609	248,439	80,476	62,248	255,377
四半期（当期）純利益（百万円）	106,926	119,531	40,858	37,577	138,448
純資産額（百万円）	—	—	1,668,296	1,638,192	1,723,278
総資産額（百万円）	—	—	3,917,855	3,682,803	3,872,595
1株当たり純資産額（円）	—	—	166,437.71	162,900.17	172,139.61
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	11,161.33	12,477.09	4,264.94	3,922.45	14,451.67
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	11,159.28	12,473.47	4,264.00	3,921.19	14,448.89
自己資本比率（％）	—	—	40.70	42.38	42.58
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	283,340	345,695	—	—	320,024
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△65,397	△104,423	—	—	△84,057
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△254,170	△164,054	—	—	△250,398
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	—	136,445	226,038	154,368
従業員数（人）	—	—	48,792	49,602	49,665

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

また、第3四半期連結会計期間にかかる3ヶ月情報につきましては、「累計差額方式」により作成しております。

2．売上高には、消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社、連結子会社253社及び持分法適用会社14社）が営む事業の内容について、前事業年度の有価証券報告書に記載した内容から重要な変更はありません。また、主な関係会社における異動也没有ありません。

なお、当社グループ内の組織再編として、平成23年1月に当社の連結子会社㈱ジャパンビバレッジホールディングスを存続会社とし、同じく連結子会社である㈱ジャパンビバレッジを消滅会社とする合併を実施しており、㈱ジャパンビバレッジホールディングスが飲料事業における清涼飲料水の販売を行っております。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	49,602 [11,961]
---------	-----------------

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外書で記載しております。

2. 第3四半期決算日が9月30日の海外子会社については、平成22年9月30日現在の従業員数により算定しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	9,071 [1,387]
---------	---------------

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に当第3四半期会計期間の平均人員を外書で記載しております。

2. 従業員数は、契約社員（88人）、休職者（82人）、当社への出向（75人）を含み、当社からの出向者（1,077人）は含んでおりません。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、国内たばこ事業、海外たばこ事業、医薬事業、食品事業において広範囲かつ多種多様な製品の生産・販売を行っており、その品目・形式・容量・包装等は多種類であること、また主要な製品については受注生産を行っていないことから、各セグメントの生産規模及び受注規模を金額及び数量で表示することはしておりません。

このため生産、受注及び販売の状況については、「4. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における各セグメントの業績に関連付けて記載しております。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクにおいて、「ロシアの税務当局から課税通知を受けた当社グループ会社が当該課税通知の無効を裁判所に訴えている訴訟もあります。」と記載しておりましたが、当該訴訟については当社グループ会社の主張が認められる形で終結いたしました。これにより、当社グループ会社とロシア税務当局との間において、課税通知の無効確認に関する訴訟は、当四半期報告書の提出日現在において存在しておりません。

なお、平成22年12月16日に閣議決定された「平成23年度税制改正大綱」においても引き続き、たばこ税について、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく必要がある旨の記載がなされております。また、現行のたばこ事業法の改廃を含め、たばこ事業のあり方について新たな枠組みの構築を目指すこととする旨の記載もなされております。これらの内容によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

また、「第5 経理の状況 1. 四半期連結財務諸表 (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書」においては、前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間の数値を記載し、独立監査人による四半期レビューを受けておりますが、「第2 事業の状況 4. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析 ③キャッシュ・フローの状況」における前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間の数値については、独立監査人による四半期レビューを受けたものではありません。

なお、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号）の適用開始に伴い、当連結会計年度より、マネジメント・アプローチに基づき、経営陣が経営上の意思決定等に使用する一連のセグメント情報を開示しております。詳細につきましては、「（ご参考）『セグメント情報等の開示に関する会計基準』の適用について」をご参照ください。

(1) 業績の状況

当社グループは、平成21年4月に策定した中期経営計画「JT-11」のもと、将来に亘る持続的な成長を可能とするために、将来に向けた投資と不断の業務改善の実践に取り組んでおります。

なお、海外たばこ事業に区分した連結子会社の第3四半期の決算日は9月30日であり、平成22年7～9月の業績を当第3四半期連結会計期間の業績としております。

<売上高>

国内たばこ事業において、昨年10月の増税・定価改定の影響に伴う販売数量の減少により減収となったことに加え、海外たばこ事業において、販売数量の増加及び単価上昇効果があったものの、円高による換算上のマイナス影響があったこと等により、前年同期比2,484億円減収の1兆3,491億円（前年同期比15.6%減）となりました。

	平成22年3月期 第3四半期 連結会計期間 (億円)	平成23年3月期 第3四半期 連結会計期間 (億円)	前年同期比増減 (億円、%)	
連結売上高	15,976	13,491	△2,484	△15.6
国内たばこ事業	7,772	5,773	△1,999	△25.7
海外たばこ事業	7,008	6,574	△433	△6.2
医薬事業	122	128	6	4.9
食品事業	1,023	968	△55	△5.4

※ 外部売上高で表示しております。

※ 連結売上高には、上記の他、不動産賃貸等に係るその他の売上高があります。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 セグメント情報 3. 報告セグメントの合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容」をご参照ください。

連結売上高からたばこ税相当額を控除した、たばこ税売上高は以下のとおりです。

	平成22年3月期 第3四半期 連結会計期間 (億円)	平成23年3月期 第3四半期 連結会計期間 (億円)	前年同期比増減 (億円、%)	
連結売上高	15,976	13,491	△2,484	△15.6
たばこ税相当額	9,494	7,928	△1,565	△16.5
たばこ税売上高	6,482	5,563	△918	△14.2

※ 平成22年3月期第3四半期連結会計期間のたばこ税売上高は非監査の参考情報であり、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 セグメント情報等」の前第3四半期連結会計期間の情報には当該数値は記載されておられません。

国内たばこ事業及び海外たばこ事業別のたばこ税売上高等の情報は以下のとおりです。

〔国内たばこ事業〕

	平成22年3月期 第3四半期 連結会計期間 (億円)	平成23年3月期 第3四半期 連結会計期間 (億円)	前年同期比増減 (億円、%)	
たばこ税込売上高	7,772	5,773	△1,999	△25.7
たばこ税売上高	2,593	1,894	△698	△26.9
内、調整後税売上高 (注)	1,575	1,127	△448	△28.5

(注) 国内たばこ事業においては輸入たばこ、国内免税、中国事業等に係る売上高を控除しております。

〔海外たばこ事業〕

	平成22年3月期 第3四半期 連結会計期間 (億円)	平成23年3月期 第3四半期 連結会計期間 (億円)	前年同期比増減 (億円、%)	
たばこ税込売上高	7,008	6,574	△433	△6.2
たばこ税抜売上高	2,693	2,524	△168	△6.2
内、調整後税抜売上高(注)	2,323	2,252	△70	△3.0

(注) 海外たばこ事業においては物流事業、葉たばこ販売、製造受託等に係る売上高を控除しております。

※ 国内たばこ事業及び海外たばこ事業の平成22年3月期第3四半期連結会計期間のたばこ税抜売上高及び調整後税抜売上高については非監査の参考情報であり、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 セグメント情報等」の前第3四半期連結会計期間の情報には当該数値は記載されていません。

＜売上原価・販売費及び一般管理費＞

売上原価は前年同期比2,120億円減少の1兆948億円（前年同期比16.2%減）、販売費及び一般管理費は前年同期比132億円減少の1,886億円（前年同期比6.5%減）となりました。

＜営業利益／EBITDA＞

国内たばこ事業における減収を受け、営業利益は前年同期比231億円減益の656億円（前年同期比26.1%減）となりました。また、EBITDAにつきましては、主として海外たばこ事業における為替の影響等により、減価償却費が50億円減少したことから、282億円減少の1,181億円（前年同期比19.3%減）となりました。

	平成22年3月期 第3四半期 連結会計期間 (旧会計基準) (億円)	平成22年3月期 第3四半期 連結会計期間 (新会計基準) (億円)	平成23年3月期 第3四半期 連結会計期間 (新会計基準) (億円)	前年同期比増減 (新会計基準) (億円、%)	
営業利益	888	888	656	△231	△26.1
EBITDA	1,464	1,464	1,181	△282	△19.3
国内たばこ事業	662	655	350	△305	△46.5
海外たばこ事業	727	796	828	32	4.1
医薬事業	△13	△13	△16	△2	—
食品事業	56	56	45	△10	△18.8

※ EBITDAには、上記の他、その他の売上高に係るEBITDA等があります。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 セグメント情報 3. 報告セグメントの合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容」をご参照ください。

※ EBITDA = 営業利益 + 減価償却費（有形固定資産、無形固定資産、長期前払費用及びのれんの償却を含む）

※ セグメント情報の新会計基準に基づく平成22年3月期第3四半期連結会計期間の各数値については、非監査の参考情報であり、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 セグメントの情報等」の前第3四半期連結会計期間の情報には当該数値は記載されていません。

<経常利益>

事業運営上行っている為替のヘッジ活動に伴い発生した為替差損の改善、借入金の返済及び社債の償還等に伴う支払利息の減少等により、営業外損益は49億円改善しました。これらが、営業利益までの231億円の減益を一部相殺し、経常利益は前年同期比182億円減益の622億円（前年同期比22.7%減）となりました。

<四半期純利益>

固定資産売却益の減少を、主として国内及び海外たばこ事業に係る事業構造強化費用の減少及び投資有価証券評価損の減少等が上回り、特別損益は13億円改善しました。これらが、経常利益までの182億円の減益を一部相殺し、税金等調整前四半期純利益は前年同期比169億円減益の622億円となりました。四半期純利益は、税金等調整前四半期純利益の減少に伴い、法人税等の計上額が130億円減少したこと等から、前年同期比32億円減益の375億円（前年同期比8.0%減）となりました。

各セグメントの業績は、次のとおりです。

〔国内たばこ事業〕

当第3四半期連結会計期間における紙巻たばこの販売数量は、昨年10月の増税に伴う定価改定の影響等により、前年同期に対し185億本減少し、203億本^{（注）}（前年同期比47.7%減）となりました。

10月以降、増税・定価改定に伴う駆け込み需要の反動減及び増税・定価改定による需要減等により、当第3四半期連結会計期間の販売数量は前年同期に対し減少しました。

また、当第3四半期連結会計期間のシェアは62.7%（前年度シェア64.9%）となりました。千本当税抜売上高は、定価改定に伴い、前年同期に対し1,482円増加し、5,539円となりました。

今後とも引き続き、製品価値向上に資する研究開発の強化、主要ブランドを中心とした新製品の投入、また味香り・デザイン・パッケージ形態等の改善などにより、お客様にご満足いただける、価格に相応しい品質・サービスの提供に取り組んでまいります。

本年1月以降、当社が特に注力しているブランドの内、マイルドセブン・ファミリーにおいて、新製品を発売したことに加え、ボックスタイプの主要12銘柄をラウンド・コーナー・ボックスへ刷新する予定であり、また、セブンスター・ファミリーにおいては、一部銘柄をリニューアルする予定です。また、まったく新しいスタイルの無煙たばこ「ゼロスタイル・ミント」を発売するなど、嗜好品であるたばこをより楽しんでいただくために、紙巻たばこに限らず、お客様の多様なニーズにお応えすべく広く商品の開発に取り組んでおります。「ゼロスタイル・ミント」については、昨年5月に東京都で販売を開始し、以降、順次拡販を進めておりますが、今後も、平成23年度中での全国販売開始に向けて取り組みを進めてまいります。

この結果、単価上昇効果があったものの、販売数量の減少により、たばこ税抜売上高は前年同期比698億円減収の1,894億円（前年同期比26.9%減）、調整後税抜売上高は前年同期比448億円減収の1,127億円（前年同期比28.5%減）となりました。EBITDAは、売上の減少に加え、価格に相応しい品質・サービスの提供に向けた販売促進費等の計上等により、前年同期比305億円減益の350億円（前年同期比46.5%減）となりました。

また、当第3四半期連結会計期間における国内で生産した紙巻たばこの数量は、前年同期に対し240億本減少し、203億本（前年同期比54.1%減）となりました。

（注）当該数値の他に、国内免税市場及び当社の中国事業部管轄の中国・香港・マカオ市場の当第3四半期連結会計期間における販売数量7億本があります。

〔海外たばこ事業〕

当第3四半期連結会計期間におけるGFB（注1）につきましては、「ウィンストン」がロシア、トルコ、イタリアで、「キャメル」がトルコ、フランスで順調に伸張しました。これらに加え、「LD」がロシア、トルコで順調に伸張したこと等により、GFBの販売数量は前年同期に対し57億本増加し、667億本（前年同期比9.4%増）、GFBを含む総販売数量は前年同期に対し52億本増加し、1,148億本（注2）（前年同期比4.8%増）となりました。

当第3四半期連結会計期間においては、単価上昇効果及び販売数量の増加等により、ドルベースのたばこ税売上高は前年同期比69百万ドル増収の2,940百万ドル（前年同期比2.4%増）、調整後税売上高は前年同期比144百万ドル増収の2,621百万ドル（前年同期比5.8%増）となりました。EBITDAは、前年同期比113百万ドル増益の962百万ドル（前年同期比13.3%増）となりました。

これらに加え、邦貨換算時に円高の影響を受けたことから、たばこ税売上高は前年同期比168億円減収の2,524億円（前年同期比6.2%減）、調整後税売上高は前年同期比70億円減収の2,252億円（前年同期比3.0%減）、EBITDAは前年同期比32億円増益の828億円（前年同期比4.1%増）となりました。

また、当第3四半期連結会計期間における海外で生産した数量は、前年同期に対し25億本減少し、966億本（注3）（前年同期比2.6%減）となりました。

（注1）ブランド・ポートフォリオの根幹を支える「ウィンストン」「キャメル」「マイルドセブン」「ベンソン・アンド・ヘッジス」「シルクカット」「LD」「ソプラニー」「グラマー」の8ブランドをGFB（グローバル・フラッグシップ・ブランド）としております。

（注2）当該数値の他に、主としてドイツ市場において展開しているプライベートブランドの当第3四半期連結会計期間の販売数量2億本があります。

（注3）当該数値の他に、主としてドイツ市場において展開しているプライベートブランドの当第3四半期連結会計期間の生産数量1億本があります。

※ 当第3四半期連結累計期間における為替レートにつきましては、前年同期比5.47円 円高の1米国ドル＝89.49円（前年同期は1米国ドル＝94.96円）です。

〔医薬事業〕

医薬事業につきましては、後期開発品の充実、研究開発パイプラインの強化に注力しております。開発状況としては、自社開発品10品目が臨床試験の段階にあります。

子会社鳥居薬品㈱につきましては、「注射用フサン（蛋白分解酵素阻害剤）」の売上高は減少したものの、「レミッチカプセル（血液透析患者における経口そう痒症改善剤）」、「ツルバダ配合錠（抗HIV薬）」等の売上高が伸張したことにより増収となりましたが、売上原価、販売費及び一般管理費が増加したことから営業利益は減益となりました。

当第3四半期連結会計期間における売上高につきましては、鳥居薬品㈱における増収があったことに加え、既導出品に係る開発進捗に伴う一時金収入があったことから、前年同期比6億円増収の128億円（前年同期比4.9%増）となりました。EBITDAにつきましては、16億円のマイナス（前年同期のEBITDAは13億円のマイナス）となりました。

〔食品事業〕

当第3四半期連結会計期間における売上高は、飲料事業では基幹ブランド「ルーツ」を中心とした販売好調により増収となったものの、加工食品事業等において、精白米等の卸売事業の廃止及び一部子会社を連結対象外としたことによる影響に加え、主に業務用商品の売上減により、前年同期比55億円減収の968億円（前年同期比5.4%減）となりました。EBITDAにつきましては、加工食品事業等における業務用商品の減収影響に加え、飲料事業における「ルーツ」の更なるブランド価値向上に向けた経費増加等により、前年同期比10億円減益の45億円（前年同期比18.8%減）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について前事業年度の有価証券報告書に記載した内容から重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における当社グループ全体の研究開発費は、128億円です。

なお、当第3四半期連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

①資金需要

設備投資、運転資金、外部資源の獲得、借入の返済及び利息の支払い並びに配当及び法人税の支払い等に資金を充当しております。

②資金の源泉

主として営業活動によるキャッシュ・フロー、金融機関からの借入、社債及びコマーシャル・ペーパーの発行により、必要とする資金を調達しております。

③キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前年度末に比べ716億円増加し、2,260億円となりました（前年同期末残高1,364億円）。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、39億円の収入（前年同期は1,781億円の収入）となりました。これは、たばこ事業を中心にEBITDAを1,181億円（前年同期は1,464億円）計上したのに対し、仕入債務の減少、法人税等の支払いがあったこと等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、337億円の支出（前年同期は258億円の支出）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出があったこと等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第3四半期連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、511億円の収入（前年同期は1,602億円の支出）となりました。これは、短期借入金の返済、配当金の支払い等を行った一方、社債の発行及び長期借入による収入があったこと等によるものです。

④資金の流動性について

資金の流動性につきましては、手許流動性の確保とともに、コミットメント・ライン等の設定を行うなど、代替調達手段を備えております。

(ご参考)

「セグメント情報等の開示に関する会計基準」の適用について

当該セグメント基準の適用に伴う、主な変更点は以下のとおりです。

i) 報告セグメント

マネジメント・アプローチに基づき報告セグメントを決定した結果、国内たばこ事業、海外たばこ事業、医薬事業、食品事業の各セグメントを報告セグメントといたしました。

ii) たばこ税抜売上高の開示

セグメント売上高として、新たにたばこ税相当額を控除したたばこ税抜売上高を開示することといたしました。これは、たばこ事業を営む当社グループの連結売上高の相当程度を占めるたばこ税については、事業を展開する世界各国でその課税の対象・根拠・課税標準等が異なること等から、国内たばこ事業及び海外たばこ事業に係る経営上の意思決定等に使用する報告セグメント別の売上高として、たばこ税抜売上高を使用しているためです。

iii) EBITDAの開示

セグメント利益として、EBITDA(減価償却(有形固定資産、無形固定資産及び長期前払費用)及びのれん償却前の営業利益)を開示することといたしました。これはEBITDAを当社グループの経営意思決定及びセグメント別の利益指標として使用しているためです。

iv) セグメント利益の測定方法の見直しについて

セグメント利益につきましては、一部その測定方法について見直しを行いました。海外たばこ事業に区分される海外連結子会社においては、当社が保有するキャメル、ウィンストン等のブランド商標権等を使用してたばこ製品の製造・販売を行っており、当該ブランド商標権等の使用料(以下、ロイヤリティ)を当社に支払っております。従来、当該ロイヤリティのセグメント開示上の取り扱いにつきましては、国内たばこ事業のセグメント利益にロイヤリティ受取額を含めて測定し、海外たばこ事業のセグメント利益はロイヤリティ支払額控除後で測定しておりました。しかし、各々のセグメントの利益管理においては、ロイヤリティの受け払いの影響を除いていることから、セグメント利益からもこれらの影響を除くことといたしました。

また、マネジメント・アプローチの適用を機に、全社共通経費、資本的支出の各報告セグメントへの配分についても一部見直しております。

v) たばこ事業における調整後税抜売上高の内訳表示について

国内たばこ事業の売上高には、当社たばこ製品の売上高に加え、他社たばこ製品(輸入たばこ製品)の卸売販売等に係る売上高が含まれております。また同様に、海外たばこ事業の売上高についても、他社たばこ製品の卸売販売を含む物流事業等に係る売上高が含まれております。

国内たばこ事業及び海外たばこ事業の業績をご理解いただくにあたり、これらの他社たばこ製品の卸売販売等に係る売上高を控除した売上高が有用であると考え、これを調整後税抜売上高として開示しております。なお、調整後税抜売上高測定のための調整内容につきましては「(1)業績の状況 売上高(注)」をご参照ください。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前四半期連結会計期間末に計画中であった設備の新設、拡充について、当第3四半期連結会計期間においては、その計画内容に重要な変更はありません。なお、当社グループ全体の当連結会計年度に係る設備投資計画の金額は、1,590億円です。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数（株） （平成22年12月31日）	提出日現在発行数（株） （平成23年2月14日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,000,000	10,000,000	東京証券取引所 （市場第一部） 大阪証券取引所 （市場第一部） 名古屋証券取引所 （市場第一部） 福岡証券取引所 札幌証券取引所	（注）2
計	10,000,000	10,000,000	—	—

（注）1. 当社の株式は、日本たばこ産業株式会社法第2条の規定により、当社の成立のときに政府に無償で譲渡された株式（株式の分割又は併合があった場合は、その株式の数に分割又は併合の比率を乗じて得た数）の2分の1以上に当たり、かつ、発行済株式総数の3分の1を超える株式を政府が保有することとされております。

2. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株制度は採用しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

①平成19年6月22日定時株主総会、平成19年12月21日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	402個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株制度は採用しておりません。）
新株予約権の目的となる株式の数	402株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成20年1月9日から 平成50年1月8日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり581,269円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
新株予約権の取得条項	(注) 2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2. 以下の①、②または③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を取得することができる。

この場合、当社は、各新株予約権を取得するのと引換えに、当該各新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個につき、次の算式により算出される1株当たりの価額に付与株式数（上記（注）1に従い調整された場合には調整後付与株式数）を乗じた金額の金銭を交付する。

1株当たりの価額＝当該議案が承認された当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定）の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）－1円

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
上記（注）2に準じて決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

②平成20年9月19日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	547個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株制度は採用しておりません。）
新株予約権の目的となる株式の数	547株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成20年10月7日から 平成50年10月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり285,904円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	—
新株予約権の取得条項	（注）2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2. 以下の①、②または③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を取得することができる。

この場合、当社は、各新株予約権を取得するのと引換えに、当該各新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個につき、次の算式により算出される1株当たりの価額に付与株式数（上記（注）1に従い調整された場合には調整後付与株式数）を乗じた金額の金銭を交付する。

1株当たりの価額＝当該議案が承認された当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定）の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）－1円

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
上記（注）2に準じて決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

③平成21年9月28日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	1,153個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株制度は採用しておりません。）
新株予約権の目的となる株式の数	1,153株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成21年10月14日から 平成51年10月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり197,517円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
新株予約権の取得条項	（注）2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2. 以下の①、②または③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を取得することができる。

この場合、当社は、各新株予約権を取得するのと引換えに、当該各新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個につき、次の算式により算出される1株当たりの価額に付与株式数（上記（注）1に従い調整された場合には調整後付与株式数）を乗じた金額の金銭を交付する。

1株当たりの価額＝当該議案が承認された当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定）の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）－1円

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
上記（注）2に準じて決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

④平成22年9月17日取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数	979個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株制度は採用しておりません。）
新株予約権の目的となる株式の数	979株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年10月5日から 平成52年10月4日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり198,386円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
新株予約権の取得条項	（注）2
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2. 以下の①、②または③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を取得することができる。

この場合、当社は、各新株予約権を取得するのと引換えに、当該各新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個につき、次の算式により算出される1株当たりの価額に付与株式数（上記（注）1に従い調整された場合には調整後付与株式数）を乗じた金額の金銭を交付する。

1株当たりの価額＝当該議案が承認された当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定）の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）－1円

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
上記（注）2に準じて決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	—	10,000	—	100,000	—	736,400

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の株主名簿を確認したところ、前四半期会計期間末において上位10名以内の大株主として記載しておりました「モルガンスタンレーアンドカンパニーインク（常任代理人 モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社）」は大株主でなくなり、「三菱UFJ信託銀行株式会社（常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）」が新たに上位10名以内の大株主となりました。

平成22年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対す る所有株式 数の割合 (%)
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行 株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 (東京都港区浜松町二丁目11番3号)	60,000	0.60

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 419, 896	—	(注) 2
完全議決権株式 (その他)	普通株式 9, 580, 104	9, 580, 104	(注) 2
端株	—	—	—
発行済株式総数	10, 000, 000	—	—
総株主の議決権	—	9, 580, 104	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が168株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数168個が含まれております。
2. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株制度は採用しておりません。

② 【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本たばこ産業株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号	419, 896	—	419, 896	4. 20
計	—	419, 896	—	419, 896	4. 20

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高 (円)	350, 500	327, 500	306, 500	293, 400	290, 500	294, 000	282, 000	301, 500	310, 500
最低 (円)	305, 000	275, 000	275, 100	266, 000	258, 800	257, 600	243, 900	250, 000	279, 100

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	114,930	155,444
受取手形及び売掛金	324,627	296,884
有価証券	19,188	11,950
商品及び製品	129,835	151,062
半製品	98,978	109,621
仕掛品	4,420	5,522
原材料及び貯蔵品	293,480	288,893
その他	※2 288,096	180,086
貸倒引当金	△3,038	△3,622
流動資産合計	1,270,518	1,195,843
固定資産		
有形固定資産	※1 673,770	※1 679,561
無形固定資産		
のれん	1,200,938	1,387,397
商標権	302,195	350,900
その他	26,920	30,766
無形固定資産合計	1,530,054	1,769,064
投資その他の資産		
投資有価証券	67,316	83,760
その他	170,800	179,061
貸倒引当金	△29,658	△34,695
投資その他の資産合計	208,459	228,127
固定資産合計	2,412,284	2,676,752
資産合計	3,682,803	3,872,595
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	141,464	149,462
短期借入金	69,619	109,263
コマーシャル・ペーパー	—	119,000
1年内償還予定の社債	131,731	50,395
1年内返済予定の長期借入金	21,423	23,024
未払たばこ税	250,210	212,066
未払たばこ特別税	13,188	10,490
未払地方たばこ税	163,177	85,238
未払法人税等	45,202	54,057
引当金	26,623	39,610
その他	243,305	248,926
流動負債合計	1,105,947	1,101,535

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
固定負債		
社債	330,538	409,014
長期借入金	157,879	149,569
退職給付引当金	239,042	251,902
その他の引当金	359	763
その他	210,842	236,532
固定負債合計	938,663	1,047,782
負債合計	2,044,611	2,149,317
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	736,409	736,406
利益剰余金	1,374,759	1,310,669
自己株式	△74,573	△74,575
株主資本合計	2,136,595	2,072,501
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,583	12,043
海外連結子会社の年金債務調整額	△22,847	△26,269
為替換算調整勘定	△561,730	△409,160
評価・換算差額等合計	△575,994	△423,387
新株予約権	714	564
少数株主持分	76,876	73,599
純資産合計	1,638,192	1,723,278
負債純資産合計	3,682,803	3,872,595

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	4,651,891	4,647,927
売上原価	3,801,168	3,801,940
売上総利益	850,722	845,986
販売費及び一般管理費	※1 598,179	※1 581,434
営業利益	252,542	264,552
営業外収益		
受取利息	3,377	1,591
受取配当金	1,720	852
持分法による投資利益	—	2,049
その他	5,431	3,602
営業外収益合計	10,528	8,095
営業外費用		
支払利息	20,991	13,397
為替差損	19,123	1,606
たばこ災害援助金	538	1,457
その他	6,808	7,747
営業外費用合計	47,462	24,208
経常利益	215,609	248,439
特別利益		
固定資産売却益	21,762	2,900
投資有価証券売却益	—	2,148
その他	5,747	1,635
特別利益合計	27,510	6,685
特別損失		
固定資産売却損	3,517	540
固定資産除却損	4,127	3,980
減損損失	2,426	3,338
事業構造強化費用	※2 6,599	※2 3,103
カナダにおける行政法規違反過料	—	※3 13,092
その他	9,821	8,096
特別損失合計	26,491	32,150
税金等調整前四半期純利益	216,628	222,974
法人税等	104,565	98,728
少数株主損益調整前四半期純利益	—	124,246
少数株主利益	5,136	4,714
四半期純利益	106,926	119,531

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	1,597,636	1,349,193
売上原価	1,306,929	1,094,837
売上総利益	290,707	254,355
販売費及び一般管理費	※1 201,891	※1 188,687
営業利益	88,815	65,668
営業外収益		
受取利息	833	556
受取配当金	352	241
為替差益	—	473
持分法による投資利益	—	885
その他	1,620	805
営業外収益合計	2,806	2,962
営業外費用		
支払利息	5,554	4,043
為替差損	5,016	—
その他	574	2,339
営業外費用合計	11,145	6,383
経常利益	80,476	62,248
特別利益		
固定資産売却益	11,035	2,059
その他	2,017	927
特別利益合計	13,053	2,986
特別損失		
固定資産売却損	835	77
固定資産除却損	1,967	1,266
減損損失	1,007	908
事業構造強化費用	※2 5,521	—
その他	5,001	704
特別損失合計	14,332	2,957
税金等調整前四半期純利益	79,196	62,277
法人税等	36,417	23,367
少数株主損益調整前四半期純利益	—	38,909
少数株主利益	1,920	1,331
四半期純利益	40,858	37,577

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	216,628	222,974
減価償却費	98,740	90,563
減損損失	2,426	3,338
のれん償却額	74,428	69,443
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△6,176	△4,589
受取利息及び受取配当金	△5,097	△2,443
支払利息	20,991	13,397
持分法による投資損益(△は益)	—	△2,049
固定資産除売却損益(△は益)	△15,720	475
投資有価証券売却損益(△は益)	—	△1,581
カナダにおける行政法規違反過料	—	13,092
売上債権の増減額(△は増加)	△31,551	△45,753
たな卸資産の増減額(△は増加)	△93,673	244
仕入債務の増減額(△は減少)	3,237	△1,423
未払金の増減額(△は減少)	△1,239	△12,469
未払たばこ税等の増減額(△は減少)	169,918	133,525
その他	△21,934	2,084
小計	410,976	478,828
利息及び配当金の受取額	5,277	4,088
利息の支払額	△26,907	△16,605
カナダにおける行政法規違反過料の支払額	—	△13,092
法人税等の支払額	△106,006	△107,524
営業活動によるキャッシュ・フロー	283,340	345,695
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△2,997	△13,790
有価証券の売却及び償還による収入	1,901	12,894
有形固定資産の取得による支出	△81,487	△99,574
有形固定資産の売却による収入	28,336	5,740
無形固定資産の取得による支出	△4,577	△5,459
投資有価証券の売却及び償還による収入	1,431	12,839
定期預金の預入による支出	—	△23,643
定期預金の払戻による収入	—	10,603
子会社株式の取得による支出	△1,164	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△324	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	—	△646
その他	△6,515	△3,386
投資活動によるキャッシュ・フロー	△65,397	△104,423

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	48,697	△169,843
長期借入れによる収入	1,655	49,091
長期借入金の返済による支出	△151,846	△12,636
社債の発行による収入	100,304	79,798
社債の償還による支出	△191,874	△50,200
配当金の支払額	△53,601	△55,518
少数株主からの払込みによる収入	189	406
少数株主への配当金の支払額	△3,196	△1,109
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△4,498	△4,040
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△254,170	△164,054
現金及び現金同等物に係る換算差額	5,416	△5,742
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△30,812	71,474
現金及び現金同等物の期首残高	167,257	154,368
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	194
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 136,445	※ 226,038

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結範囲の変更 当第3四半期連結累計期間より、JT International Zagreb d.o.o. za trgovinu i usluge等12社については、新たに連結の範囲に含めております。また、フードインクルーヴ㈱等17社については、株式を譲渡したこと等により、連結の範囲から除いております。 (2) 変更後の連結子会社の数 253社
2. 持分法の適用に関する事項の変更	(1) 持分法適用の非連結子会社及び関連会社の変更 当第3四半期連結累計期間より、千一食品㈱等3社については、株式を譲渡したことにより、持分法適用会社から除いております。 (2) 変更後の持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数 14社
3. 会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益への影響は軽微であります。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 1. 前第3四半期連結累計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「持分法による投資利益」(前第3四半期連結累計期間1,880百万円)は、重要性が増加したため、区分掲記しております。 2. 前第3四半期連結累計期間において、特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却益」(前第3四半期連結累計期間364百万円)は、重要性が増加したため、区分掲記しております。 3. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。 (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係) 1. 前第3四半期連結累計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「持分法による投資損益」(前第3四半期連結累計期間△1,880百万円)については、重要性が増加したため、区分掲記しております。 2. 前第3四半期連結累計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却損益」(前第3四半期連結累計期間△141百万円)については、重要性が増加したため、区分掲記しております。 3. 前第3四半期連結累計期間において、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「定期預金の預入による支出」(前第3四半期連結累計期間△10,655百万円)については、重要性が増加したため、区分掲記しております。 4. 前第3四半期連結累計期間において、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「定期預金の払戻による収入」(前第3四半期連結累計期間525百万円)については、重要性が増加したため、区分掲記しております。 5. 前第3四半期連結累計期間において、投資活動によるキャッシュ・フローに区分掲記しておりました「子会社株式の取得による支出」(当第3四半期連結累計期間△109百万円)は、重要性が減少したため、当第3四半期連結累計期間においては投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。

当第3四半期連結会計期間
(自 平成22年10月1日
至 平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書関係)

1. 前第3四半期連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました、「持分法による投資利益」(前第3四半期連結会計期間717百万円)は、重要性が増加したため、区分掲記しております。
2. 前第3四半期連結会計期間において、特別損失に区分掲記しておりました「事業構造強化費用」(当第3四半期連結会計期間141百万円)は、重要性が減少したため、当第3四半期連結会計期間においては特別損失の「その他」に含めて表示しております。
3. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、942,198百万円です。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、952,070百万円です。
※2 流動資産の「その他」には現先取引が含まれており、その相手先から担保として受入れている有価証券の当第3四半期連結会計期間末の時価は、118,922百万円です。	—

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)																																								
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table> <tr><td>広告宣伝費</td><td>14,706 百万円</td></tr> <tr><td>販売促進費</td><td>102,984 百万円</td></tr> <tr><td>報酬・給料手当</td><td>98,374 百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>13,536 百万円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td>18,370 百万円</td></tr> <tr><td>従業員賞与</td><td>13,166 百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>18,464 百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>55,157 百万円</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td>74,453 百万円</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td>36,988 百万円</td></tr> </table> ※2 事業構造強化施策に伴う費用であり、主なものは国内及び海外たばこ事業の合理化費用であります。 —	広告宣伝費	14,706 百万円	販売促進費	102,984 百万円	報酬・給料手当	98,374 百万円	退職給付費用	13,536 百万円	法定福利費	18,370 百万円	従業員賞与	13,166 百万円	賞与引当金繰入額	18,464 百万円	減価償却費	55,157 百万円	のれん償却額	74,453 百万円	研究開発費	36,988 百万円	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table> <tr><td>広告宣伝費</td><td>14,766 百万円</td></tr> <tr><td>販売促進費</td><td>101,261 百万円</td></tr> <tr><td>報酬・給料手当</td><td>95,838 百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>11,659 百万円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td>17,129 百万円</td></tr> <tr><td>従業員賞与</td><td>12,867 百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>19,884 百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>45,896 百万円</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td>69,457 百万円</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td>37,452 百万円</td></tr> </table> ※2 事業構造強化施策に伴う費用であり、主なものは国内たばこ事業及び食品事業の合理化費用であります。 ※3 連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp. は、平成22年4月13日、カナダ政府当局との間において、たばこ密輸や偽造の問題を解決するための協働体制の構築に向けた包括契約を締結すると共に、当社によるRJRナビスコ社からの米国以外のたばこ事業買収以前の期間において、たばこの密輸等に関与したとされる行為に対し、一定の行政法規違反答弁を行い、過料150万カナダドルを支払いました。なお、当該支払額を、特別損失の「カナダにおける行政法規違反過料」として計上しております。	広告宣伝費	14,766 百万円	販売促進費	101,261 百万円	報酬・給料手当	95,838 百万円	退職給付費用	11,659 百万円	法定福利費	17,129 百万円	従業員賞与	12,867 百万円	賞与引当金繰入額	19,884 百万円	減価償却費	45,896 百万円	のれん償却額	69,457 百万円	研究開発費	37,452 百万円
広告宣伝費	14,706 百万円																																								
販売促進費	102,984 百万円																																								
報酬・給料手当	98,374 百万円																																								
退職給付費用	13,536 百万円																																								
法定福利費	18,370 百万円																																								
従業員賞与	13,166 百万円																																								
賞与引当金繰入額	18,464 百万円																																								
減価償却費	55,157 百万円																																								
のれん償却額	74,453 百万円																																								
研究開発費	36,988 百万円																																								
広告宣伝費	14,766 百万円																																								
販売促進費	101,261 百万円																																								
報酬・給料手当	95,838 百万円																																								
退職給付費用	11,659 百万円																																								
法定福利費	17,129 百万円																																								
従業員賞与	12,867 百万円																																								
賞与引当金繰入額	19,884 百万円																																								
減価償却費	45,896 百万円																																								
のれん償却額	69,457 百万円																																								
研究開発費	37,452 百万円																																								

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)																																								
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table> <tr><td>広告宣伝費</td><td>5,866 百万円</td></tr> <tr><td>販売促進費</td><td>36,440 百万円</td></tr> <tr><td>報酬・給料手当</td><td>33,765 百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>4,274 百万円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td>6,104 百万円</td></tr> <tr><td>従業員賞与</td><td>65 百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>9,240 百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>17,486 百万円</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td>24,847 百万円</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td>12,399 百万円</td></tr> </table> ※2 事業構造強化施策に伴う費用であり、主なものは国内及び海外たばこ事業の合理化費用であります。	広告宣伝費	5,866 百万円	販売促進費	36,440 百万円	報酬・給料手当	33,765 百万円	退職給付費用	4,274 百万円	法定福利費	6,104 百万円	従業員賞与	65 百万円	賞与引当金繰入額	9,240 百万円	減価償却費	17,486 百万円	のれん償却額	24,847 百万円	研究開発費	12,399 百万円	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table> <tr><td>広告宣伝費</td><td>5,377 百万円</td></tr> <tr><td>販売促進費</td><td>33,987 百万円</td></tr> <tr><td>報酬・給料手当</td><td>30,226 百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>3,452 百万円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td>4,519 百万円</td></tr> <tr><td>従業員賞与</td><td>348 百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>9,432 百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td>14,535 百万円</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td>22,294 百万円</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td>12,889 百万円</td></tr> </table> —	広告宣伝費	5,377 百万円	販売促進費	33,987 百万円	報酬・給料手当	30,226 百万円	退職給付費用	3,452 百万円	法定福利費	4,519 百万円	従業員賞与	348 百万円	賞与引当金繰入額	9,432 百万円	減価償却費	14,535 百万円	のれん償却額	22,294 百万円	研究開発費	12,889 百万円
広告宣伝費	5,866 百万円																																								
販売促進費	36,440 百万円																																								
報酬・給料手当	33,765 百万円																																								
退職給付費用	4,274 百万円																																								
法定福利費	6,104 百万円																																								
従業員賞与	65 百万円																																								
賞与引当金繰入額	9,240 百万円																																								
減価償却費	17,486 百万円																																								
のれん償却額	24,847 百万円																																								
研究開発費	12,399 百万円																																								
広告宣伝費	5,377 百万円																																								
販売促進費	33,987 百万円																																								
報酬・給料手当	30,226 百万円																																								
退職給付費用	3,452 百万円																																								
法定福利費	4,519 百万円																																								
従業員賞与	348 百万円																																								
賞与引当金繰入額	9,432 百万円																																								
減価償却費	14,535 百万円																																								
のれん償却額	22,294 百万円																																								
研究開発費	12,889 百万円																																								

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
※ 現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末残高と当第3四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (百万円)	※ 現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末残高と当第3四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 131,506	現金及び預金勘定 114,930
預金のうち、預入期間が3ヶ月を超える定期預金等 △12,350	預金のうち、預入期間が3ヶ月を超える定期預金等 △20,895
容易に換金可能で価値変動リスクが僅少な運用期間が3ヶ月以内の短期投資 (有価証券) 17,290	容易に換金可能で価値変動リスクが僅少な運用期間が3ヶ月以内の短期投資 (有価証券) 13,080
	(その他流動資産) 118,922
現金及び現金同等物 136,445	現金及び現金同等物 226,038

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 10,000千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 419千株

3. 新株予約権の四半期連結会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権 親会社 714百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	28,740	3,000	平成22年3月31日	平成22年6月25日	利益剰余金
平成22年10月28日 取締役会	普通株式	26,824	2,800	平成22年9月30日	平成22年12月1日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部売上高	777,262	700,837	12,237	102,393	4,905	1,597,636	—	1,597,636
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高	11,819	11,039	—	27	3,145	26,031	(26,031)	—
計	789,081	711,876	12,237	102,421	8,051	1,623,668	(26,031)	1,597,636
営業利益又は営業損失 (△)	53,157	37,488	△2,344	△1,697	2,605	89,209	(394)	88,815

(注) 1. 事業区分は、製品の種類、性質、販売市場等から総合的に区分しております。

2. 各事業区分の主要製品（商品又は役務を含む）

- ① 国内たばこ…製造たばこ（国内免税市場及び当社の中国事業部が管轄する中国、香港、マカオ市場におけるたばこ事業を含んでおります。）
- ② 海外たばこ…製造たばこ
- ③ 医薬……………医薬品
- ④ 食品……………清涼飲料水、加工食品
- ⑤ その他……………不動産賃貸、リース他

3. 営業費用に含まれているセグメント別の減価償却費、のれん償却額は以下のとおりであります。

減価償却費（有形固定資産、無形固定資産及び長期前払費用）

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
前第3四半期 連結会計期間	12,812	13,947	1,014	4,049	810	32,634	113	32,748

のれん償却額

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	連結 (百万円)
前第3四半期 連結会計期間	272	21,282	—	3,292	—	24,847

4. 「国内たばこ」には当社の連結子会社であるTSネットワーク㈱を含んでおり、同社は当社たばこ製品の配送業務等のほか外国たばこ製品（輸入たばこ製品）の卸売販売等の業務を行っております。なお、同社を通じて販売される輸入たばこ製品の売上高は以下のとおりであります。

（前第3四半期連結会計期間）

276,929 百万円

5. 「海外たばこ」に区分した海外連結子会社の年度決算日は12月31日であり、平成21年7月1日から平成21年9月30日までを前第3四半期連結会計期間に計上しております。

前第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部売上高	2,352,971	1,946,565	34,357	303,239	14,756	4,651,891	—	4,651,891
(2) セグメント間の 内部売上高又は 振替高	41,314	29,454	—	125	8,461	79,356	(79,356)	—
計	2,394,286	1,976,020	34,357	303,365	23,218	4,731,247	(79,356)	4,651,891
営業利益又は営業損失 (△)	163,998	97,346	△9,158	△7,357	8,106	252,935	(392)	252,542

(注) 1. 事業区分は、製品の種類、性質、販売市場等から総合的に区分しております。

2. 各事業区分の主要製品（商品又は役務を含む）

- ① 国内たばこ…製造たばこ（国内免税市場及び当社の中国事業部が管轄する中国、香港、マカオ市場におけるたばこ事業を含んでおります。）
- ② 海外たばこ…製造たばこ
- ③ 医薬……………医薬品
- ④ 食品……………清涼飲料水、加工食品
- ⑤ その他……………不動産賃貸、リース他

3. 営業費用に含まれているセグメント別の減価償却費、のれん償却額は以下のとおりであります。

減価償却費（有形固定資産、無形固定資産及び長期前払費用）

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
前第3四半期 連結累計期間	40,312	41,076	2,906	12,307	1,975	98,578	161	98,740

のれん償却額

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	連結 (百万円)
前第3四半期 連結累計期間	816	64,536	—	9,100	—	74,453

4. 「国内たばこ」には当社の連結子会社であるTSネットワーク㈱を含んでおり、同社は当社たばこ製品の配送業務等のほか外国たばこ製品（輸入たばこ製品）の卸売販売等の業務を行っております。なお、同社を通じて販売される輸入たばこ製品の売上高は以下のとおりであります。

（前第3四半期連結累計期間） 837,868 百万円

5. 「海外たばこ」に区分した海外連結子会社の年度決算日は12月31日であり、平成21年1月1日から平成21年9月30日までを前第3四半期連結累計期間に計上しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	西欧 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部売上高	891,766	450,041	255,827	1,597,636	—	1,597,636
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	13,034	53,433	6,704	73,172	(73,172)	—
計	904,801	503,474	262,532	1,670,808	(73,172)	1,597,636
営業利益又は営業損失（△）	50,598	△5,201	43,123	88,520	294	88,815

（注） 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域

① 西欧………スイス、イギリス、ドイツ

② その他……カナダ、ロシア、マレーシア

3. 前第3四半期連結会計期間において、営業費用に含まれているセグメント別ののれん償却額は以下のとおりであります。

	日本 (百万円)	西欧 (百万円)	その他 (百万円)	連結 (百万円)
前第3四半期連結会計期間	3,564	21,282	—	24,847

前第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	日本 (百万円)	西欧 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部売上高	2,691,000	1,242,536	718,354	4,651,891	—	4,651,891
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	45,262	162,142	26,864	234,269	(234,269)	—
計	2,736,262	1,404,678	745,218	4,886,160	(234,269)	4,651,891
営業利益又は営業損失（△）	153,584	△23,507	121,874	251,951	591	252,542

（注） 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域

① 西欧………スイス、イギリス、ドイツ

② その他……カナダ、ロシア、マレーシア

3. 前第3四半期連結累計期間において、営業費用に含まれているセグメント別ののれん償却額は以下のとおりであります。

	日本 (百万円)	西欧 (百万円)	その他 (百万円)	連結 (百万円)
前第3四半期連結累計期間	9,916	64,536	—	74,453

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

	西欧	その他	計
I 海外売上高（百万円）	442,716	263,886	706,603
II 連結売上高（百万円）			1,597,636
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	27.7	16.5	44.2

前第3四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日）

	西欧	その他	計
I 海外売上高（百万円）	1,217,235	745,223	1,962,459
II 連結売上高（百万円）			4,651,891
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	26.2	16.0	42.2

- （注） 1. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。
 2. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
 3. 各区分に属する主な国又は地域
 ① 西欧………スイス、イギリス、ドイツ
 ② その他……カナダ、ロシア、マレーシア

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営陣が経営資源の配分の決定等のために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは主に製造たばこ、医薬品、食品を製造・販売しており、その内製造たばこについては、国内と海外に分けて事業管理を行っております。

したがって当社グループは、製品の種類、性質、販売市場等から総合的に区分されたセグメントから構成されており、「国内たばこ事業」、「海外たばこ事業」、「医薬事業」、「食品事業」の4つを報告セグメントとしております。

「国内たばこ事業」は、国内（国内免税市場及び当社の中国事業部が管轄する中国、香港、マカオ市場を含みます）での製造たばこの製造・販売を行っております。「海外たばこ事業」は、製造・販売を統括するJT International S.A. を中核として、海外での製造たばこの製造・販売を行っております。「医薬事業」は、医療用医薬品の研究開発・製造・販売を行っております。「食品事業」は、清涼飲料水、加工食品、調味料の製造・販売等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円) (注) 3	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	合計 (百万円)
売上高					
(1)外部売上高(注) 1	766,558	770,473	35,968	293,673	1,866,674
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	23,182	34,192	—	96	57,471
計	789,741	804,665	35,968	293,770	1,924,145
セグメント利益又は損失(△)(注) 2	185,175	236,762	△6,401	14,227	429,764

当第3四半期連結会計期間（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円) (注) 3	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	合計 (百万円)
売上高					
(1)外部売上高(注) 1	189,477	252,498	12,840	96,815	551,632
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	7,724	9,896	—	34	17,655
計	197,202	262,395	12,840	96,849	569,287
セグメント利益又は損失(△)(注) 2	35,030	82,896	△1,600	4,581	120,907

(注) 1. 当社グループでは事業管理上、売上高に含まれるたばこ税相当額を控除した売上高（たばこ税抜売上高）にて、売上高を管理しております。
 なお、国内たばこ事業、海外たばこ事業の外部売上高におけるたばこ税込売上高及びたばこ税抜売上高の内訳は以下の通りであります。

当第3四半期連結累計期間	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)
たばこ税込売上高	2,310,263	1,993,523
たばこ税抜売上高	766,558	770,473
内、調整後税抜売上高(*)	464,166	679,328

当第3四半期連結会計期間	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)
たばこ税込売上高	577,315	657,493
たばこ税抜売上高	189,477	252,498
内、調整後税抜売上高(*)	112,719	225,233

(*) 国内たばこ事業の売上高には、当社たばこ製品の売上高に加え、他社たばこ製品（輸入たばこ製品）の卸売販売等に係る売上高が含まれております。また同様に、海外たばこ事業の売上高についても、他社たばこ製品の卸売販売を含む物流事業等に係る売上高が含まれております。国内たばこ事業及び海外たばこ事業の業績をご理解いただくにあたり、これらの他社たばこ製品の卸売販売等に係る売上高を控除した売上高が有用であると考え、これを調整後税抜売上高として開示しております。なお、調整後税抜売上高測定のため、以下の調整を行っております。

国内たばこ事業においては輸入たばこ、国内免税、中国事業等に係る売上高を控除しております。
 海外たばこ事業においては物流事業、葉たばこ販売、製造受託等に係る売上高を控除しております。

2. セグメント利益又は損失は、減価償却（有形固定資産、無形固定資産及び長期前払費用）及びのれん償却前営業利益ベースの数値（EBITDA）であります。

なお、報告セグメントごとの減価償却費及びのれん償却額は以下のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	合計 (百万円)
減価償却費	32,863	38,427	3,054	12,578	86,923
のれん償却額	816	61,436	—	7,205	69,457

当第3四半期連結会計期間	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	合計 (百万円)
減価償却費	11,035	12,460	1,065	4,398	28,958
のれん償却額	272	19,622	—	2,399	22,294

3. 海外たばこに区分したJT International S.A. を中核とする海外連結子会社グループの年度決算日は12月31日であり、平成22年1月1日から平成22年9月30日までを当第3四半期連結累計期間に計上しており、また、平成22年7月1日から平成22年9月30日までを当第3四半期連結会計期間に計上しております。

3. 報告セグメントの合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

当第3四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）

売上高	金額 (百万円)
報告セグメント計	1,924,145
その他の売上高（注）1	21,696
セグメント間取引消去	△64,669
たばこ税相当額	2,766,754
四半期連結損益計算書の売上高	4,647,927

利益	金額 (百万円)
報告セグメント計	429,764
その他の利益（注）1	9,825
本社経費（注）2	△14,175
セグメント間取引消去	△607
その他の調整額	△232
小計（注）3	424,573
減価償却費	△90,563
のれん償却額	△69,457
四半期連結損益計算書の営業利益	264,552

当第3四半期連結会計期間（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）

売上高	金額 (百万円)
報告セグメント計	569,287
その他の売上高（注）1	7,019
セグメント間取引消去	△19,945
たばこ税相当額	792,831
四半期連結損益計算書の売上高	1,349,193

利益	金額 (百万円)
報告セグメント計	120,907
その他の利益（注）1	3,182
本社経費（注）2	△5,040
セグメント間取引消去	△83
その他の調整額	△796
小計（注）3	118,171
減価償却費	△30,208
のれん償却額	△22,294
四半期連結損益計算書の営業利益	65,668

（注）1. その他の売上高及びその他の利益は不動産賃貸に係る事業活動等を含んでおります。

2. 本社経費は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であり、企業広報経費や本社コーポレート部門運営費等が含まれております。

3. 小計は全社での減価償却（有形固定資産、無形固定資産及び長期前払費用）及びのれん償却前営業利益ベースの数値（EBITDA）であります。

（追加情報）

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

対象物の種類が通貨及び金利であるデリバティブ取引が、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められております。

下記デリバティブ取引に関する契約額等については、必ずしもその金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

なお、時価の算定方法は、取引金融機関から提示された価格等によっております。

対象物の種類	取引の種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引	224,797	△250	△250
	通貨スワップ取引	1,888	△97	△97
金利	金利スワップ取引	33,084	1,863	1,863
	金利キャップ取引	33,084	13	△529

(注) ヘッジ会計が適用されているものについては、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

1. スtock・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 97百万円

2. 当第3四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	日本たばこ産業株式会社 平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 当社執行役員(取締役である者を除く) 14名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 979 株
付与日	平成22年10月4日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	自 平成22年6月24日 至 平成23年定時株主総会
権利行使期間	自 平成22年10月5日 至 平成52年10月4日
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	198,386

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 162,900円 17 銭	1株当たり純資産額 172,139円 61 銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 11,161円 33 銭	1株当たり四半期純利益金額 12,477円 09 銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 11,159円 28 銭	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 12,473円 47 銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	106,926	119,531
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	106,926	119,531
普通株式の期中平均株式数(千株)	9,580	9,580
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	1	2
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 4,264円 94 銭	1株当たり四半期純利益金額 3,922円 45 銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 4,264円 00 銭	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 3,921円 19 銭

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	40,858	37,577
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	40,858	37,577
普通株式の期中平均株式数(千株)	9,580	9,580
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	2	3
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(追加情報)

当第3四半期連結会計期間
(自 平成22年10月1日
至 平成22年12月31日)

平成21年9月29日、カナダのオンタリオ州政府が、連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp. (以下、JTI-Mac社) を含むたばこメーカー13社及び業界団体1団体に対して、下記のとおり、訴訟を提起しております。

(1) 訴訟の当事者等

原告 オンタリオ州政府 (カナダ)

被告 JTI-Mac社を含む、たばこメーカー等14名

(2) 訴訟の内容

喫煙に関連する疾病の治療にオンタリオ州政府が要した医療費相当額の支払いをたばこメーカー (13社) 及び業界団体 (1 団体) に対し求めたものであります。

(3) 請求金額

500億カナダドル (約4兆735億円)

※ この金額は、被告全体に対する請求金額であります。訴状においては、各被告の負担額・負担割合等は明示されておりません。

当社及びJTI-Mac社では、本件訴訟を全く根拠のないものと考えており、今後、法廷において反論を行うなど、適切な対応を行ってまいります。

なお、カナダにおいては、これまで、ブリティッシュ・コロンビア州政府及びニューブラウンズウィック州政府から、当社グループ会社を含むたばこメーカー等に対して同様の医療費返還訴訟が提起されておりますが、これらについては、請求金額は特定されておりません。

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間
(自 平成22年10月1日
至 平成22年12月31日)

当社は、平成23年2月7日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、株主還元策の一環及び資本効率の向上を目的として、下記のとおり、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

(1) 取得する株式の種類

普通株式

(2) 取得する株式数

65,000株 (上限)

(3) 株式の取得価額の総額

20,000百万円 (上限)

(4) 取得期間

平成23年2月9日から平成23年3月23日まで

(5) 取得の方法

信託方式による市場買付け

2 【その他】

(1) 配当

平成22年10月28日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………26,824百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………2,800円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成22年12月1日

(注) 平成22年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月2日

日本たばこ産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

五十嵐 達朗 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

桃木 秀一 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

飯塚 智 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

追加情報に記載のとおり、連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp. は、平成16年8月11日にケベック州税庁より約13.6億カナダドル（約1,201億円）の課税通知の送付を受け、同年8月24日にオンタリオ州上級裁判所に「Companies' Creditors Arrangement Act（企業債権者調整法）」の申請を行い、平成21年12月31日現在同法の適用下で事業資産が保全され、事業を継続している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐	達朗	印
--------------------	-------	-----	----	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯塚	智	印
--------------------	-------	----	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石川	航史	印
--------------------	-------	----	----	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。